三　交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量

2　入国者収容所長等は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（保管私物等の保管方法）

第五十条の十五　法第五十五条の二十九第一項に規定する保管私物（以下この条及び次条において「保管私物」という。）は、入国者収容所長等が指定する居室内又は居室外の貴重品庫、棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

2　保管私物を居室外の保管設備に保管させるときは、被収容者に、一日に一回以上、その設備に保管私物を出し入れする機会を与えなければならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

3　被収容者について領置している物品は、次に掲げる日以外の日に出し入れする機会を与えることができる。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

一　日曜日

二　土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日

（法第五十五条の二十九第二項に規定する法務省令で定めるもの）

第五十条の十六　法第五十五条の二十九第二項に規定する保管私物及び被収容者について領置している物品から除くものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一　被収容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し

二　眼鏡その他の補正器具

［条を加える。］

［条を加える。］

三　前二号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が保管総量及び領置総量から除くことが相当と認める物品

（差入れ等に関する制限）

第五十条の十七　法第五十五条の三十二の規定による制限は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

一　差入人による被収容者に対する金品の交付についての制限にあつては、次に掲げる事項

イ　交付の申出を行う日及び時間帯

ロ　一定期間内に一人の被収容者に対し交付することができる物品の品目及び数量の上限

ハ　入国者収容所長等が定める種類の物品について、交付する物品を取り扱うことができる事業者

二　被収容者による自弁物品等の購入についての制限にあつては、次に掲げる事項

イ　購入の申請を行う日及び時間帯

ロ　一定期間内の購入の申請により購入することができる自弁物品等の品目及び数量の上限

ハ　入国者収容所長等が定める種類の物品について、自弁物品等を取り扱うことができる事業者

（死亡者の遺留物の引渡し）

第五十条の十八　法第五十五条の三十六第一項の規定による死亡した被収容者の遺留物の引渡しは、同項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。

2　法第五十五条の三十六第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。

一　被収容者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者

［条を加える。］

［条を加える。］